

## 中川・綾瀬川有識者会議 傍聴規定

## (目的)

第1条 本規定は、中川・綾瀬川有識者会議（以下「会議」という。）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

## (受付)

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

## (入室)

第3条 傍聴者受付で受付を終了したもの（以下「傍聴者」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

## (会議の傍聴)

第3条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。  
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

## (退場等の措置)

第4条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

## (その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、中川・綾瀬川有識者会議で定めるものとする。

## 附則

## (施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

令和5年1月17日廃止